

尼崎市監査公表第 2 号

平成21年度包括外部監査の結果報告に対する措置状況の公表について
地方自治法第252条の38第 6 項の規定により提出された包括外部監査の結果
報告に対し、市長から別紙のとおり措置状況について通知があったので、同条
第 6 項の規定により公表します。

平成23年 2 月23日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	小	柳	久	嗣
同	都	築	徳	昭

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会
2 監査結果報告日	平成22年 2月22日
3 措置通知日	平成22年 5月14日
4 監査結果の内容 ① <u>善意銀行業務の監査について（結果）</u> 尼崎善意銀行規約第9条第2項によれば、監事は銀行の預託、払い出し状況の監査を行わねばならないと規定されているが、これに対する監査報告書が作成されていない。	
5 措置の内容 平成21年度の監査より、尼崎市社会福祉協議会本体のものとは別に、善意銀行業務に関する資料を作成して監査を実施し、監査報告書を作成することとします。	

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	財団法人尼崎市総合文化センター
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 2 年 2 月 2 2 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 2 年 7 月 3 0 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>④ 退職給付会計について（結果）</u> 公益法人会計基準では、発生主義会計の下で引当金の計上が求められる。退職給付引当金についても計上が強制される。現在の総合文化センターが採用する会計基準は、法人税法で認められている無税引当金に限定している。事業年度の財政状態を適正に表示するため、退職給付引当金の全額計上が必要である。	
5 措 置 の 内 容 平成 2 1 年度決算から無税引当金に限定せず、退職給付引当金の計上をいたしました。 公益法人会計基準の運用指針では、会計基準変更時差異の取扱いについて平成 1 8 年度から 1 5 年以内の一定の年数にわたり定額法により費用処理することになっております。当財団では、会計基準を平成 2 0 年度から変更いたしましたので 1 3 年で費用処理することといたしました。 また、平成 2 0 年度は、退職給付引当金を費用処理いたしておりませんので平成 2 1 年度の決算時に過年度修正損といたしまして費用処理をいたしました。	

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 2 年 2 月 2 2 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 2 年 6 月 8 日
4 監 査 結 果 の 内 容 <u>② 退職給付会計の適用について（結果）</u> 社会福祉法人会計基準では、職員に対し退職金を支給することが定められている場合、退職給付引当金を計上することが定められているが設定されていない。平成 2 1 年 3 月 3 1 日には、期末要支給額 227,452 千円、その内、社会福祉医療機構からの支給額が 163,507 千円であるので、63,495 千円の計上漏れとなっている。	
5 措 置 の 内 容 平成 2 1 年度収支決算書時において、職員に対して将来支給する退職金のうち、平成 2 2 年度末までに負担すべき所要額を、退職給与引当金に計上しました。	

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 2 2 年 2 月 2 2 日
3 措 置 通 知 日	平成 2 2 年 6 月 8 日
4 監 査 結 果 の 内 容 ③ 計算書類について（結果） 社会福祉法人会計基準第 2 条では公益事業と収益事業を独立した会計単位としなければならず、公益事業に対して社会福祉法人会計基準が適用されることとなっている。 社会福祉法人会計基準第 5 条に計算書類に記載する金額は総額をもって表示しなければならないとあり、第 6 条に必要な計算書類が定められている。当団体は資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録が総額表示で作成されていない。また、貸借対照表には減価償却累計額の脚注が求められているが、記載されていない。計算書類には会計方針の注記も求められているが、記載されていない。	
5 措 置 の 内 容 法人本部及び 7 施設の合計 8 会計の総額表示をした資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録の決算書類を従前の各会計の決算書類に加えて作成し、平成 2 1 年度収支決算として理事会に提出し、承認を受けております。 また、平成 2 1 年度決算書の貸借対照表から脚注には減価償却累計額を、注記には重要な会計方針を記載しました。	

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	財団法人 尼崎健康・医療事業財団
2 監 査 結 果 報 告 日	平成２２年 ２月２２日
3 措 置 通 知 日	平成２２年 ６月２８日
4 監 査 結 果 の 内 容 ⑪ 減価償却額の計算について（結果） 会計処理規程に定められた固定資産の減価償却は、法人税法に定める定額法あるいは旧定額法とされているが、以下の理由により規程に従った法人税法による減価償却額とは異なる額を減価償却額として計上する結果となっている。 ①平成１０年度税制改正による法定耐用年数の適用誤りを誤修正している ②旧定額法を適用する平成１９年３月３１日以前取得資産について償却可能限度額までの償却を行っていない ③法人税法に定めた償却率を利用せずに償却基礎額を耐用年数で除す方法によっている ④新規取得資産の償却につき償却月数の適用誤りがある 等	
5 措 置 の 内 容 平成２１年度収支決算にて修正を行い、平成２２年５月の理事会で承認を得ました。	

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	財団法人 尼崎健康・医療事業財団
2 監 査 結 果 報 告 日	平成 22 年 2 月 22 日
3 措 置 通 知 日	平成 22 年 6 月 28 日
4 監 査 結 果 の 内 容 ⑫ 尼崎市土地開発公社への貸付金（結果） 貸借対照表に掲載されている「有価証券」は尼崎市土地開発公社に対する期間 1 年間の貸付金であり「短期貸付金」として表示し、財産目録にもその内容を記載すべきである。	
5 措 置 の 内 容 平成 21 年度収支決算にて修正を行い、平成 22 年 5 月の理事会で承認を得ました。	

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	財団法人 尼崎口腔衛生センター
2 監 査 結 果 報 告 日	平成22年 2月22日
3 措 置 通 知 日	平成22年 6月28日
4 監 査 結 果 の 内 容 ⑥ 減価償却計算について（結果） 建物に適用されている耐用年数が、法令の改正にもかかわらず建築時の従前の法令に基づいて設定された状態のままである。当団体の会計処理規程では、法人税法施行令第56条に定める耐用年数、償却率によって減価償却を行うとしていることから、適用する耐用年数及び償却率の修正が必要である。	
5 措 置 の 内 容 建物の耐用年数は、法令に基づき平成21年度決算において修正済みです。 また、税法上の償却可能限度額である取得価格の5%までの償却については、平成20年度決算で修正済みです。	

措 置 通 知 表【包括外部監査】

1 措 置 を 講 じ た 団 体	尼崎市企画財政局（株式会社 エーリック）
2 監 査 結 果 報 告 日	平成２２年 ２月２２日
3 措 置 通 知 日	平成２２年 ７月３０日
4 監 査 結 果 の 内 容 ③ 市からの借入金について（借入金の基金資金利用について）（結果） 平成２０年度から事業年度末日に公共施設整備基金より無利息で資金を借入れ、市に一旦返済する処理を行っている。本来であれば、当団体が市中銀行から借入れを行い、その資金で市に返済すべきであるが、当団体の決算状況を考慮すると一時的であっても市中銀行からの借入は不可能だと予想される。 市が作成した平成２１年４月の「尼崎市の再生と発展をめざして」によれば、主な基金（財政調整基金、公共施設整備基金、減債基金、土地開発基金）の平成２１年度末の残高見込は800,000千円であり、ほぼ底をつく状態と予想されている。このような状況で平成２１年度も同様の処理を行えるのかどうかは疑問である。 当団体は基金からの貸付が実行されない場合は資金ショートに陥る事態も想定されており、このような貸付先に「運用」として基金を使用することについては、確実な繰戻しの方法とはいえないと考えられる。市からは「新年度予算に貸付金として計上されていることから確実な繰戻しは確保されている」との説明を受けているが、資金繰りが逼迫している当団体を運用先とすることには疑問がある。当該基金からの貸付について、尼崎市公共施設整備基金条例第４条の「利率を定めて」の規定が無利息を含めたものとは考え難いと思われる。 今後、基金から当団体への資金支出を行う場合には、この点も十分に検討する必要がある。	
5 措 置 の 内 容 当該団体への貸付については、本来であれば、一定の期間を定めた長期貸付が望ましいと考えるが、貸付元である本市の現在の財政状況では、単年度に８億円もの貸付金のための財源を確保することは、極めて困難である。 こうしたことから、これまで当該団体へは、短期による資金貸付（貸付実行年度内での償還）を行っていたが、当該団体の資金繰り、決算状況等から、年度間（３月３１日から４月１日）の１日の資金繰りが困難であり、当該団体が資金ショートに陥ることとなるため、出納整理期間を利用し、翌年度の短期貸付をもって前年度の貸付金返済を行っていた。 しかしながら、これは、地方自治法が定めた「会計年度独立の原則」に抵触する可能性があるとの総務省からの指摘があり、平成２０年度からこのような手法による短期貸付金の返済を是正し、年度間の資金繰りには、「公共施設整備基金」からの貸付による措置を講じたところである。 尼崎市は当該法人の出資団体であり、「産業都市・尼崎のまちづくりの重点施策として企業を起こす起業家や、先端的な研究開発や新規事業に取り組む企業への施設の提供、産業構造の都市型化を図る人材の育成や交流等の各種支援事業を行う」という同社の設立目的を踏まえ、“新産業創出支援に係るインキュベーション機能”を保持することが本市の公益上必要であるとの	

政策判断により、尼崎市公共施設整備基金条例第4条に基づき、市長が財政上必要と認めるときに該当するものとして、一般会計に代えて無利子による貸付を行ったものである。

しかしながら、今回の指摘の趣旨を踏まえ、今後、株式会社エーリックに対し、「市長が財政上必要と認め」て基金の貸付を行わなければならない場合が生じた際には、相応の利率を設定して処理することとする。

また、毎年度の予算、決算の状況から、基金残高がどのように推移するかは不確定であるが、いずれにしても、株式会社エーリックの財務体質の健全化、負債の処理等については、本市としても、抜本的な解決方法を検討する。

措置通知表【包括外部監査】

1 措置を講じた団体	財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団
2 監査結果報告日	平成22年 2月22日
3 措置通知日	平成22年 7月30日
4 監査結果の内容 ③ 残高証明について（結果） 会計規程上は、預金残高について毎月末に金融機関から残高証明書を入手することとされているが、実際には行われていない。規程に従った手続きを取るべきである。	
5 措置の内容 預金残高は、残高証明書によらずとも毎月末の記帳済みの通帳等証拠書類に基づいて確認することができることから、事務の効率化や経費の削減のため、平成22年4月1日付けで、財団法人尼崎市スポーツ振興事業団会計規程を改正し、通帳等証拠書類に基づき預金残高を確認することといたしました。	